

議題 2 (委員会決裁事項 (規則第 3 条第 3 号))

平成 27 年度開校予定の北河内地域における支援学校及び高等支援学校の校名 (仮称) 並びに中河内・南河内地域における支援学校の校名 (仮称) について

平成 27 年 4 月開校予定の北河内地域における支援学校及び高等支援学校の校名 (仮称) 並びに中河内・南河内地域における支援学校の校名 (仮称) について、別紙のとおり決定する。

今後は、この校名 (仮称) を使用して広報等を行うこととする。

なお、校名の正式決定については、条例により定める必要があることから、平成 26 年 9 月定例府議会に、大阪府立学校条例の一部改正の議案を提出する予定である。

平成 26 年 7 月 23 日

大阪府教育委員会

平成27年度4月開校予定の北河内地域における府立支援学校及び府立高等支援学校の校名（仮称）並びに中河内・南河内地域における府立支援学校の校名（仮称）について

【選定に至る手順】

- 地元市、関係支援学校等から校名についての意見、要望を聴取。
- その意見、要望をもとに、教育委員会で検討し、校名案を決定。

【選定の観点】

- 学校の所在場所が分かり易いことを第一の条件として、字名・市名・地域名を基本とする。
- 同一敷地に2校が併設される場合は、府民にとって、2校が別の支援学校であることを明確にするため、異なる名称とする。

<北河内地域>

1 新支援学校の校名（所在地：枚方市村野西町 60-1）

おおさかふりつひらかたしえんがっこう かしょう
大阪府立枚方支援学校（仮称）

【選定理由】

- ・枚方市に新たに整備される学校であるため。

2 新高等支援学校の校名（所在地：枚方市村野西町 60-1）

おおさかふりつ こうとうしえんがっこう かしょう
大阪府立むらの高等支援学校（仮称）

【選定理由】

- ・たまがわ高等支援学校、とりかい高等支援学校、すながわ高等支援学校を前例に、所在地にあった旧校名、地名等を踏まえ「村野」を校名に冠するとともに、やわらかなイメージとするためひらがな表記とした。

<中河内・南河内地域>

3. 新支援学校の校名（所在地：羽曳野市西浦 2 丁目）

おおさかふりつにしゅうらしえんがっこう かしょう
大阪府立西浦支援学校（仮称）

【選定理由】

- ・学校所在市の羽曳野市には既に羽曳野支援学校があり所在市名の使用ができないため、所在地にあった旧高校名、地名をふまえ「西浦」を校名に冠した。

4 校名の決定

9月定例府議会に、大阪府立学校条例の一部改正の議案を提出する予定。